

夏期に向けた計画停電の見直しについて

政府の電力需給緊急対策本部より示されました「夏期の電力需給対策について」の内容をふまえ、万が一計画停電を実施する場合に備え、以下のとおり夏期に向けて計画停電の運用を見直いたします。

1. 停電回数・時間

- 1グループあたりの停電回数は、1日1回といたします。
- 1グループあたりの1回の停電時間は、2時間程度といたします。
- ※ 現行の「日替り停電制」（停電時間帯が毎日変わる）を継続いたします。

2. 停電対象

停電対象については、以下の考え方にもとづき具体的内容を今後決定いたします。

なお、対象となるお客さまには、個別にお知らせいたします。

- ① 医療機関等について、緊急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、停電による影響をできる限り緩和していきます。

※具体的な施設については、政府にて検討中です。

- ② 被災地域については、原則として、計画停電対象外といたします。
- ③ 東京23区については、計画停電対象外といたします。（政府見解については裏面をご参照ください）
- ④ 特別高圧で受電されているお客さまについては、大幅なピークカットにご協力いただくことを前提に、一定期間連続して操業いただけるような計画停電の運用について協議させていただきます。
- ⑤ 鉄道・医療機関等、計画停電対象外となる施設と同一送電線から受電しているため3月に停電を行わなかったお客さまについては、技術的に可能な範囲で、計画停電の対象とさせていただきます。

3. スケジュール

- 2. を踏まえた新たな計画停電グループのお知らせ 6月上旬
- 1. 2. を踏まえた計画停電の新たな運用の開始 6月下旬

以 上

<参考>

東京23区の扱いに関する政府見解（「夏期の電力需給対策について」の別紙4より抜粋）

（2）東京23区の扱い

東京23区については、鉄道、信号機、医療機関、高層住宅・ビル等が高密度に存在し、昼間人口も多く（注1）、また国の基幹的な機能が集積していることから停電対象としない。ただし、その代替手段として、23区内の需要家に対して需給調整契約の締結等を促し、需給逼迫時に計画停電を回避できるよう一層の需要削減を求める。（注2）。

（注1）東京23区は多摩地域に比べて、信号機の密度は約4倍、救命救急センター等の密度は約7倍、6階建て以上の建物の密度は約10倍、昼間人口は約3倍。

（注2）東京23区は多摩地域に比べて、需給調整契約を締結している者の数が約3倍（面積の違いを考慮すると約8倍）。